

# 平成29年度 いじめ防止基本方針

江戸川区立松江第五中学校  
校長 山田 正隆

## 1. いじめ防止基本方針の策定根拠

○学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

(いじめ防止対策推進法第13条)

○法に基づき、江戸川区立松江第五中学校のいじめ防止基本方針を定める。

## 2. 松江第五中学校の教育目標、学校経営方針

○松江第五中学校は、以下の教育目標、学校経営方針に従って、教育活動を行っている。

### 【学校教育目標】

- (1) よく学び深く考えた行動のとれる生徒の育成
- (2) 心身ともに健康で思いやりの心をもった生徒の育成
- (3) 責任を重んじ自主性に富んだ生徒の育成

### 【学校経営方針】

- (1) めざす学校「学びと行動の学校」
  - ① すべての活動に生徒の学びがある学校
  - ② 全ての活動で生徒が前向きに行動する学校
- (2) 育てたい生徒「学びつながり高め合いきりひらく生徒」
  - ① 自ら学び、他と共同して学びあう生徒
  - ② 人や物とのつながりを大切にする生徒
  - ③ 互いの個性、能力を認め高め合う生徒
  - ④ 困難や課題を克服し未来をきりひらく生徒
- (3) 教師の姿勢
  - ① すべての生徒の学びを保障する
  - ② 生徒を育て導く深い愛情をもつ
  - ③ 受容と毅然の姿勢で接する
  - ④ 人権感覚をもち心に響く指導をする
  - ⑤ 同僚、保護者、地域と協同する
  - ⑥ 自ら学び行動する

## 3. いじめの定義

○児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(いじめ防止対策推進法第2条「定義」)

## 4. いじめ問題に関する基本的な考え方

○いじめはいじめを受けた子供の心に深い傷を残すものであり、いじめは本校のどの学級でも起こり得るという認識の下、以下のような基本的な考え方の上に立って取り組む。

- (1) 学校一丸となって取り組む
  - ①人権尊重教育、道徳、各教科、特活、進路指導などあらゆる場面で取り組む
  - ②いじめ防止基本方針の策定
  - ③いじめ対策委員会の設置
  - ④いじめ防止のための年間研修計画、年間指導計画の策定
  - ⑤いじめに関する教職員の研修、いじめチェックシートの活用⑥
  - ⑦いじめに関する授業等の実施
  - ⑧スクールカウンセラー（以下「SC」）、養護教諭の活用
- (2) 子供からの声を確実に受け止め、被害の子供を守る
  - ①SCによる相談とケア
  - ②いじめ実態調査の実施と活用
  - ③いじめ相談窓口の開設と運営
  - ④加害生徒、被害生徒への全教職員による組織的・継続的な観察、指導等
- (3) 周囲の子供がいじめを見て見ぬふりをせず、声をあげられる学校をつくる
  - ①生徒会、（実行）委員会等による自治活動の実施
  - ②いじめ実態調査の実施と活用
  - ③いじめに関する授業の実施
  - ④いじめ防止カードの活用等
- (4) 保護者、地域、関係諸機関と連携して取り組む
  - ①PTA役員、教育委員会、学校評議員、保護司、民生・児童委員、青少年委員、子ども家庭支援センター（以下「子家セン」）、児童相談所、警察、学校医などとの連携
  - ②いじめの状況に応じて最適な学校サポートチームの設置
  - ③各種たより、ホームページ、保護者会の活用

## 5. いじめ対策委員会

### ○設置根拠

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。（いじめ防止対策推進法第8条）

### ○構成

校長、副校長、主幹、学年主任、人権教育担当教諭、教育相談担当教諭、養護教諭、SC、必要に応じて、保護者、地域および弁護士、医師などの専門的知識を有する者の参加を得る。

### ○活動内容

- ①いじめ未然防止から終息までの対応マニュアル作成
- ②年間研修計画、年間指導計画の策定、企画
- ③保護者、地域、関係機関との連絡調整
- ④関係した生徒の指導と支援計画、指導計画の作成
- ⑤重大事態発生時の区および教育委員会の調査への協力
- ⑥いじめの事態調査作成、実施、情報の集約と実態把握（アンケート）
- ⑦保護者、地域への啓発
- ⑧各学年、学級における計画的で適切な指導の支援
- ⑨学年、学級、生徒、保護者、地域、関係機関との連携（情報提供と情報収集）

## 6. 4つの段階に応じた具体的な取組

### 【未然防止】

#### (1) 教員の指導力の向上と組織的対応

- ① いじめ対策委員会の定期的開催（毎月1回）
- ② 職員研修の企画・運営（事例研究等）
- ③ 学級担任、学年教員、授業者、SC、養護教諭等による声掛け
- ④ 人権尊重教育の充実、道徳・各教科の授業の充実、いじめの授業の実施
- ⑤ ボランティア活動、地域貢献活動の実施
- ⑥ 開発的生活指導、積極的生活指導の実施
- ⑦ いじめ問題の取組を保護者・地域へ発信（学各種たより、保護者会、ホームページ）

#### (2) いじめを防止し、見て見ぬふりをしないための取組

- ① 学び合い（2～4人組のグループ学習・活動）の充実
- ② 生徒集団の自治力、自浄能力の向上（生徒会活動の充実）
- ③ 生徒会活動として「いじめ撲滅キャンペーン」の実施
- ④ いじめ防止のための授業（ネットいじめを含む）の実施（年間指導計画による）
- ⑤ 人権教育の実施（年間指導計画による）
- ⑥ 生徒が気軽に相談できる窓口（いじめ相談窓口\*1）の設置

### \* 1 いじめ相談窓口

○ 早期にいじめの芽を摘むなど、いじめを迅速に解決するために、生徒等が気軽に相談できる窓口。

- ① 窓口は、教育相談室（毎週月曜日）、保健室（毎日）
- ② 相談者は、本人またはいじめの状況を知っている周囲の生徒、保護者
- ③ 教育相談室は、SCが対応保健室は、養護教諭が対応
- ④ SCおよび養護教諭は、情報を速やかに管理職・学年主任・学級担任に報告

### 【早期発見】

#### (1) いじめの「見える化」

- ① いじめ実態調査の実施（毎月1回）およびそれに基づく個別相談や指導
- ② 学級担任、学年教員、授業者、SC、養護教諭等による生徒観察および声掛け
- ③ 全職員による校内巡回を通じた生徒観察と声掛け
- ④ 職員間の情報交換（適宜および定期的に行う支援委員会、生活指導部会、学年会、職員会議）
- ⑤ いじめ相談窓口の活用
- ⑥ QU（学級満足度調査）を年3回実施、結果の分析・活用
- ⑦ 教育相談の実施（2学期はじめ）
- ⑧ SCによる、休み時間の教室・廊下等巡回と声掛け（毎週月曜日）
- ⑨ いじめチェックシートの活用

#### (2) 保護者・地域との連携

- ① 学級・学年・学校だよりの発行による啓発
- ② 学校だより等でSCの紹介
- ③ 保護者会の活用による情報の収集と共有
- ④ 民政・児童委員、青少年委員、保護司、子家セン、児童相談所、警察との緊密な連携

### 【早期対応】

#### (1) 組織的な対応

- ① いじめ相談窓口での初期対応
- ② いじめ対策委員会を核とした迅速かつ組織的な対応

#### (2) 被害生徒、加害生徒、周囲の生徒への迅速かつ組織的・継続的な取組

- ① 被害生徒の安全の確保、支援（SC等を活用した心のケア）
- ② 加害生徒への組織的、継続的な指導と観察
- ③ 周囲の生徒への指導（いじめを伝えた生徒の安全の確保）と自治力の向上

(3) 教育委員会、関係機関との連携

- ①区教育委員会への報告、状況に応じた連携
- ②いじめの状況に応じて、最適な学校サポートチームの設置
- ③いじめの状況に応じて、子家セン、警察、児童相談所との連携・協力

(4) 保護者・地域との連携

- ①被害生徒と保護者、加害生徒と保護者同席による謝罪
- ②PTA本部役員、学校評議員への報告と最適なサポートチームの設置
- ③いじめの状況に応じて、保護者会で学校としての報告と謝罪

【重大事態への対応】

(1) 被害生徒の保護とケア

- ①複数の教員によるマンツーマンでの保護
- ②SCによる被害生徒のケア
- ③スクールソーシャルワーカー（以下「SSW」）による家庭訪問を通じた家庭状況の把握とケア
- ④学習サポート教室への通級の実施

(2) 加害生徒への働きかけ

- ①別室での学習の実施
- ②警察への通報（事案が発生した時点で相談）
- ③懲戒、出席停止等の実施
- ④教員、SC、養護教諭による加害生徒と保護者への継続的指導とケア

(3) 教育委員会、関係機関との連携

- ①区教委への報告と連携による諸課題の解決
- ②区教委の指導の下で、子家セン、児童相談所、医療機関との連携
- ③区教委の指導の下で、都教委の「いじめ問題解決支援チーム」の活用

(4) 保護者、地域との連携

- ①緊急保護者会の開催による報告と謝罪、意見・要望等の聴取
- ②最適な学校サポートチームの設置

(5) いじめ防止対策推進法第28条に基づく調査、第30条に基づく再調査を行う。